



### 3. 太陽光発電設備に係る課税標準の特例について

平成24年5月29日から令和8年3月31日までの間に取得された設備について、次の条件を満たす場合、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。  
取得時期によって対象設備や添付書類が異なりますのでご注意ください。

取得時期	平成24年5月29日 ～平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	平成30年4月1日 ～令和8年3月31日
条件	固定価格買取制度の認定を受けて取得した発電設備で、発電電力が10kw以上のもの。	固定価格買取制度の認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した、自家消費型太陽光発電設備であること。	
特例割合	3分の2		発電出力 1000kw未満→3分の2 1000kw以上→4分の3
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分		
添付書類	○経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し。 ○電気事業者締結している「特定契約書」の写し。	○再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けていることがわかる書類の写し	